

佐倉市訓令第六号

佐倉市職員研修規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条第二項の規定により、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、市長が行う職員研修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の区分及び実施機関)

第二条 研修の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 職場外研修

イ 研修担当課主催研修

ロ 派遣研修

二 職場研修

- 2 研修担当課主催研修は、職員として職務上必要な事項のうち、主として部（佐倉市行政組織条例（昭和四十六年佐倉市条例第三十号）第二条に規定する部及び室をいう。以下同じ。）間に共通する事項に関し、研修担当課が企画立案して行う。
- 3 派遣研修は、主として部の職務上必要な事項に関し、市長が職員を他の研修機関等に派遣して行う。
- 4 職場研修は、部の職務上必要な事項に関し、所属長が所属職員を対象に行う。

(研修実施計画)

第三条 研修担当課は、毎年度、市長の承認を得て、研修担当課主催研修に関する実施計画を定める。

(研修生の決定等)

第四条 職場外研修を受講する職員（以下「研修生」という。）の決定については、当該研修の実施に際し、その都度、次に掲げる方法によって行うものとする。

一 研修担当課長の選考による指名

二 所属長の選考による推薦

2 前項の規定により研修生が決定された場合において、市長は、当該研修を職務とみなすものとする。

(研修生の義務)

第五条 研修生は、その研修期間中、研修担当課長の定める規律に従い、誠実に研修を受けなければならない。

(受講の停止又は免除)

第六条 研修担当課長は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該研修生の受講を停止し、又は免除することができる。

- 一 前条の規律を乱す行為その他研修生としてふさわしくない行為があった場合
- 二 心身の故障のため受講に耐えない場合
- 三 その他受講に支障があると認められる場合

(研修の指導等)

第七条 研修担当課長は、職場研修に関して、必要な指導、助言又は協力を行うことができる。

2 研修担当課長は、職場研修を実施する所属長に対し、職場研修に関する計画及び実施結果について報告を求めることができる。

(講師の派遣)

第八条 職員がその職務に関し、研修担当課長又は各部の長から研修における指導を依頼された場合は、当該職員の所属長は、その職員の職務として指導を行うことを命ずるものとする。

(研修効果の測定)

第九条 研修担当課長は、試験その他の方法により研修効果の測定を行うことができる。

(研修についての復命)

第十条 職員がこの訓令に定める研修を修了した場合は、別に定める方法により速やかに上司に復命しなければならない。

(研修の受託)

第十一条 市長は、他の任命権者からその任命に係る職員の研修を委託された場合においては、この訓令を準用して当該職員の研修を実施することができる。

(補則)

第十二条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。